（資源循環課の所掌事務）

第十条　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十九　（略）

二十　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び温暖化対策推進法の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。

二十一～三十五　（略）

三十六　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）に基づく報告徴収及び立入検査に関すること。

三十七　（略）

（環境対策課の所掌事務）

第十一条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　地球温暖化対策計画（温暖化対策推進法第八条第一項に規定する地球温暖化対策計画をいう。）の推進のための地域における地球温暖化（温暖化対策推進法第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に関する事務及び事業に関すること（地域脱炭素創生室の所掌に属するものを除く。）。

六～十五　（略）

十六　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）に基づく瀬戸内海の環境の保全のための施策の企画及び立案等、里海づくりに関する施策の実施並びに漂流ごみ等（同法第十六条の二に規定する漂流ごみ等をいう。）の除去、発生の抑制その他の必要な措置に関すること。

十七～二十四　（略）

第十二条　（略）

（国立公園課の所掌事務）

第十三条　国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　自然公園法第二章第三節の規定による国立公園における利用拠点（同法第十六条の二第一項に規定する利用拠点をいう。）の質の向上のための整備改善に関すること（自然環境整備課の所掌に関するものを除く。）。

十一～十四　（略）

十五　自然公園法第二章第五節の二の規定による国立公園における質の高い自然体験活動の促進に関すること。

十六　（略）

十七　自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）附則第三項に基づく報告の受理に関すること。

十八～二十三　（略）

（資源循環課の所掌事務）

第九条　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十九　（略）

二十　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。

二十一～三十五　（略）

（新設）

三十六　（略）

（環境対策課の所掌事務）

第十条　環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　温暖化対策推進法第二十二条第三項に基づき助言を行うことその他地球温暖化対策計画（温暖化対策推進法第八条第一項に規定する地球温暖化対策計画をいう。）の推進のための地域における地球温暖化（温暖化対策推進法第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に関する事務及び事業に関すること。

六～十五　（略）

十六　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）に基づく緊急時の報告徴収に関すること。

十七～二十四　（略）

第十一条　（略）

（国立公園課の所掌事務）

第十二条　国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

（新設）

十～十三　（略）

（新設）

十四　（略）

十五　自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）附則第四項に基づく報告の受理に関すること。

十六～二十一　（略）